

第31回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会 会議録

日 時 平成29年7月14日（金） 午後2時から午後4時15分まで

場 所 伊勢原市民文化会館 展示室

出席者 委員23名中、出席20名（うち代理者3名）

各市町職員 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

事業者 3事業者

- ・ 特定非営利活動法人あいえる（平塚市）
- ・ 社会福祉法人かながわ共同会（秦野市）
- ・ 特定非営利活動法人ハイテンション（伊勢原市）

※当初申請を予定していた一般社団法人宝命（伊勢原市）は辞退

公開の可否 公開

傍聴者数 3名

審議の経過

1 開会

2 あいさつ

伊勢原市保健福祉部長

3 構成員（以下「委員」という。）自己紹介

4 会議成立の報告

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱（以下「要綱」という。）
の規定に基づき報告

- (1) 要綱第8条第1項に基づき、委員の過半数により成立
- (2) 要綱第8条第4項に基づき、代理出席を認める
- (3) 委員総数23名、過半数12名、出席委員20名(代理出席を含む)

5 正副会長の選任

(1) 会長の選任について、事務局より要綱第6条第2項及び本協議会の申送り事項を説明し、伊勢原市の住民代表である佐藤委員の就任を提案。出席委員から異議なしの声があり、承認

(2) 副会長の選任について、要綱第6条第4項に基づき、会長より大磯町の住民代表である鈴木委員を指名

(3) 会長あいさつ

6 議事

(事務局)

それでは、ここからの進行につきましては、要綱第6条第3項よりまして、佐藤会長にお願いいたします。

(議長)

まず、議題1「道路運送法第79条の6に基づく更新申請について」協議いたします。今回はふたつの団体から申請がなされております。平塚市に事業所を置く、特定非営利活動法人あいえる申請について、説明をお願いいたします。

【平塚市より概要説明】

(議長)

ただいまの特定非営利活動法人あいえるの申請内容について説明がありました。これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いいたします。

(委員)

運行管理マニュアルに運転者は75歳以下とありますが、このご時世ですので、70代の方に特別な研修をなさっているか、健康状態の確認をされていますか。

利用料金一覧表について運送の対価と比較表の関係について改めてご説明願います。比較表は乗車人員の合計の料金を記載しているのでしょうか。

(特定非営利活動法人あいえる)

利用料金は、2名ないし3名で乗車した金額を記載しています。1人あたりは記載金額より半額ないし3分の1となります。

(委員)

そういうことでしたら、比較表は1人当たりの金額を記載していただいた方が分かりやすいです。

(特定非営利活動法人あいえる)

運転者のうち70歳以上の方が1名おり、高齢者の講習を受講し修了証をいただいております。こちらから具体的に講習を受けるようには指示していませんが、昨今の状況もあり、各々が気をつけるよう伝えております。

(委員)

先ほどの料金の説明ですと、同じ所から同じ所へ輸送するという解釈でよろしいでしょうか。途中で拾うということはありませんか。

(特定非営利活動法人あいえる)

そのとおりです。途中で乗車させることはありません。

(委員)

運転者の人数が6名ですが、運転者講習とセダン等運転者講習を受講されている方が5名となっております。6人に受けていただかなければならないはずですが、どのようになっているということでしょうか。

(平塚市担当者)

代替講習を受けている方がいます。市の方で確認しています。

(委員)

では、こちらの人数は6人に修正してください。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。特定非営利活動法人あいえるの方はいったん御退室ください。

【特定非営利活動法人あいえる 退室】

(議長)

それでは、特定非営利活動法人あいえるから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

料金一覧を1人当たりの金額にさせていただき、運転者講習の受講者を6名に修正していただければよいのではないのでしょうか。

(議長)

それでは、特定非営利活動法人あいえるから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、特定非営利活動法人あいえるから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、承認とすることと決しました。では、特定非営利活動法人あいえるを入室させてください。

【特定非営利活動法人あいえる 入室】

(議長)

協議の結果、特定非営利活動法人あいえるから提出された、道路運送法第79条の6に基づく更新申請については、承認いたします。

今後の手続きは、平塚市及び事務局の指示に従ってください。引き続き安全管理に努めてください。

【特定非営利活動法人あいえる 退室】

(議長)

続いて、秦野市に事業所を置く、社会福祉法人かながわ共同会の更新申請について、説明をお願いいたします。

【秦野市より概要説明】

(議長)

ただいま、社会福祉法人かながわ共同会の申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

運行管理の責任者についてですが、運行管理者1名、安全運転管理者1名の申請となっています。

安全運転管理者については、毎年指定された講習を受けることとなりますが、運行管理者についても安全性向上のため、毎年同等の講習を受けた方が良いと思います。

また、料金について、迎車料金は毎回負担することになるのでしょうか。500円という金額設定は、高いと思われます。

(社会福祉法人かながわ共同会)

迎車料金は毎回いただいております。1回あたりの金額としては、安い方ではありませんが、運営が厳しい状況ですので、総合的にバランスを考えた上で設定をしております。

(委員)

毎回迎車料金がかかるということであれば、距離が短い利用者ほど運送の対価を含めた利用料金全体の負担が増えてしまうのではないのでしょうか。

(社会福祉法人かながわ共同会)

決して利益を求めているわけではありませんが、今後アドバイスを受けながら、見直しを検討していきたいと思います。

(委員)

利用者から割高だと思われていないか気になります。利用者が納得されているのであれば問題ないと思います。

(委員)

利用者が負担する料金について、完全に距離に応じて比例する設定は難しいと思いますが、できる限り利用者には不公平感が出ないような内容にしたいと思っています。

今回の運営協議会におけるひとつの意見として、今後の検討材料にしたいだけだと思います。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。社会福祉法人かながわ共同会の方はいったん御退室ください。

【社会福祉法人かながわ共同会 退室】

(議長)

それでは、社会福祉法人かながわ共同会から提出された道路運送法第79条の6による更新申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

車両の台数が16台なので、運行管理の責任者は1名で良いと思うのですが。

(委員)

今回の場合は、どちらの要件も満たしているので、運行管理の責任者を2名置くことについては問題ありません。

(委員)

料金に不公平感が出ないように努めてほしい旨を伝えていただければと思います。

(議長)

それでは、社会福祉法人かながわ共同会から提出された道路運送法第79条の6による更新申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、社会福祉法人かながわ共同会から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、承認とすることと決しました。では、社会福祉法人かながわ共同会を入室させてください。

【社会福祉法人かながわ共同会 入室】

(議長)

協議の結果、社会福祉法人かながわ共同会が提出された道路運送法第79条の6による更新申請については、承認いたします。

今後の手続きは、秦野市及び事務局の指示に従ってください。引き続き安全管理に努めてください。

【社会福祉法人かながわ共同会 退室】

(議長)

続いて、議題2「道路運送法第79条の7に基づく変更登録申請について」です。

それでは、伊勢原市で事業を行う、特定非営利活動法人ハイテンションについて、説明をお願いいたします。

【伊勢原市より概要説明】

(議長)

ただいま、特定非営利活動法人ハイテンションの申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

申請書に「Love jets」という名称が出てくるのですが、定款にも記載されていないので、訂正された方が良いでしょう。

(特定非営利活動法人ハイテンション)

当該部分については修正します。

(委員)

料金について、複数乗車の場合、途中で利用者を拾うということもあるのですか。料金の計算が難しくないでしょうか。

(特定非営利活動法人ハイテンション)

途中で利用者を乗車させることもあります。詳細は料金早見表を利用しています。

(委員)

透明性を確保するための意見でした。早見表があるということであれば、そちらを資料としていただければよかったです。

(委員)

複数乗車は同じところから同じところに行っているのでしょうか。どういった事業で運送を行っているのか、事業についてご説明願います。

(特定非営利法人ハイテンション)

移動支援事業のグループ支援を行っております。例えば、カラオケに行きたいという利用者がいたら、利用者を順番にピックアップしてカラオケに行くというような事業となります。

(委員)

つまり、自宅と行き先が固定されているので計算もしやすい、ということですか。

(特定非営利活動法人ハイテンション)

そのとおりです。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。特定非営利活動法人ハイテンションの方はいったん御退室ください。

【特定非営利活動法人ハイテンション 退室】

(議長)

それでは、特定非営利活動法人ハイテンションから提出された道路運送法第79条の7に基づく変更登録申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

旅客者名簿の「A1第1種区分」と書かれているのですが、これはどういう意味でしょうか。

(伊勢原市担当者)

知的障害で療育手帳をお持ちの方は、その程度によってA1やA2といっ

た区分に分かれております。知的障害の程度を示すために、備考欄に療育手帳の区分を記載するよう指導しまして、このような形になりました。

(委員)

そういうことであれば、他の事業者のように「療育手帳〇〇」と書かれた方が分かりやすいと思います。

(委員)

たった1人の利用者のために手続きを行っているので、ぜひ承認したいと思いました。ただ、料金表は少し分かりやすくしていただきたいです。

(委員)

利用料金一覧は、タクシーの障割運賃との比較をすることになっているので、ここは作り直した方がいいのではないのでしょうか。

(委員)

湘南西部地区では、タクシー料金との比較を掲載する形で行ってきたと思います。運送の対価以外の対価についても、当初は記載がなかったのですが、料金の透明性の観点から、運営協議会で議論をして掲載することになったと思います。

このような背景があるので、様式はそろえていただいて、今後運送の区域を拡大する他地区の事業者についても、同じようにそろえていただければと思います。委員や担当者の方も、同じ様式の方が見やすいと思います。

(議長)

御意見がありましたように、様式については、湘南西部地区の様式に合わせるということを、各市町の担当者が指導していくということでしょうか。

(議長)

それでは、特定非営利活動法人ハイテンションから提出された道路運送法第79条の7に基づく変更登録申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、特定非営利活動法人ハイテンションから提出された道路運送法第79条の7に基づく変更登録申請について、承認とすることと決しました。では、特定非営利活動法人ハイテンションを入室させてください。

【特定非営利活動法人ハイテンション 入室】

(議長)

協議の結果、特定非営利活動法人ハイテンションが提出された道路運送法第79条の7に基づく変更登録申請は、承認いたします。

今後の手続きは、伊勢原市及び事務局の指示に従ってください。今後も安全管理に努めてください。

また、先ほど話がありました料金早見表については、伊勢原市に提出をお願いします。

【特定非営利活動法人ハイテンション 退室】

(議長)

続いて、議題3「平成28年度福祉有償運送実績報告について」、説明を平塚市より建制順にお願いします。

(1) 平塚市より報告

- ア 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブかめさん
- イ 特定非営利活動法人ひまわり福祉サービス
- ウ 特定非営利活動法人あいえる
- エ 特定非営利活動法人お出かけサポーターズ
- オ 神奈川高齢者生活共同組合（たむら）
- カ 一般社団法人桜花

(2) 秦野市より報告

- ア 特定非営利活動法人野の花ネットワーク
- イ 特定非営利活動法人オンリーワン
- ウ 社会福祉法人かながわ共同会
- エ 特定非営利活動法人ハーモニーケア
- オ 特定非営利活動法人秦野市リハビリテーション連絡会

(3) 伊勢原市より報告

- ア 特定非営利活動法人外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ
ハミング
- イ 特定非営利活動法人福祉サービスひまわり
※特定非営利活動法人福祉サービスひまわりについては平成29年3月31日をもって事業を廃止。
- ウ 神奈川高齢者生活協同組合（いたど）
- エ 社会福祉法人松友会

(4) 二宮町より報告

ア 特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空

イ 特定非営利活動法人サポートかけ橋

(議長)

それでは、事務局より事務連絡があります。

(事務局)

本日協議いただいた中で、承認の条件とまではなりませんでしたが、御意見が出た部分については、各市町の担当者から連絡をお願いします。

今後の手続きについて、今回承認を受けた事業者に対しては、事務局より「協議が調った旨を知らせる協議書」を交付します。事業者は、この協議書を添付して神奈川運輸支局に申請書を提出し、1か月ほどで登録済証が交付されます。

そして、委員の皆様には、本日の会議録に添え、本日の資料を修正したものをお送りします。

今回の会議録は、要綱第8条第2項に基づき、公開することとなりますので、御承知おきください。

また、次回の協議会開催予定につきましては、関係機関とも調整のうえ、改めて御連絡申し上げます。今のところ、本年11月下旬から12月中旬の開催を検討しております。

詳細が決まりましたら、改めてご連絡します。

(議長)

委員の皆様には長時間審議していただき、ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

ここで、傍聴の方にお知らせします。最初に申し上げたとおり、会議資料は次第以外持ち帰ることができませんのでご了承ください。

それでは閉会にあたりまして、鈴木副会長よりあいさつをお願いしたいと思います。

(副会長)

本日は慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

これから暑い日が続きます。皆さま体調にはお気を付けください。